監查報告書

学校法人 実践女子学園 理事会 御中 評議員会 御中

学校法人 実践女子学園 常勤監事 安達 勉 印 監 事 山田 明男 印

私たち学校法人実践女子学園監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人実践女子学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人実践女子学園の2019年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果につき、次のとおり報告します。

1 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会、並びに常任理事会等の重要な会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人(東和監査法人)と連携し、計算書類について検討を加えるなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

また、内部監査室と三様監査連絡会を開くなど、必要な情報交換を行いました。

2 監査の結果

- (1) 学校法人実践女子学園の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執 行は、法令及び寄附行為に従って適切に行われており、法令等に違反する 重大な事実はないものと認められます。
- (2) 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、財産に関する不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認められます。

以上